

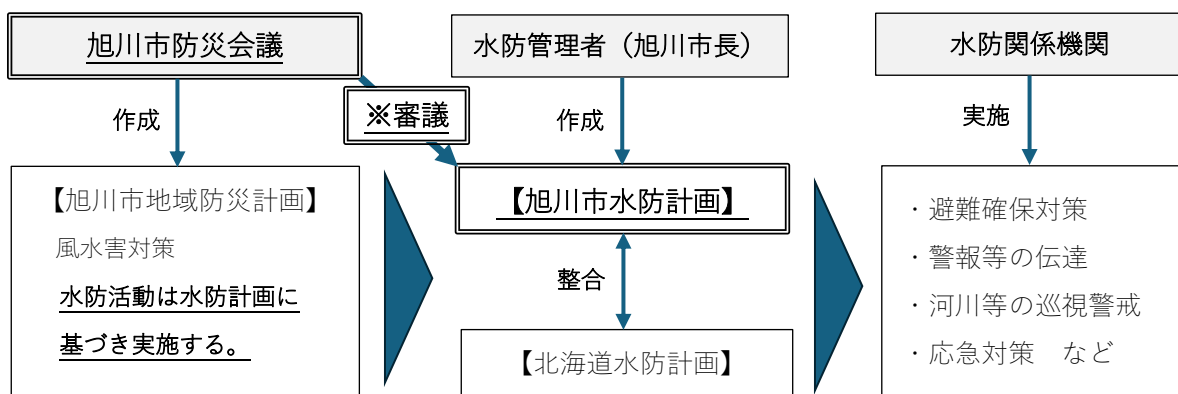


旭川市水防計画の修正概要について

1 旭川市水防計画とは

水防法第 33 条の規定に基づき、指定管理団体の水防管理者（旭川市長）が作成する計画であり、洪水や浸水などの水災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、事前の警戒や防御活動に関する事項、被害軽減のために必要な資材や設備の運用方法などを定めています。

また、水防計画を変更するときは、あらかじめ防災会議に諮ることを必要としています。



2 水防法や新たな防災気象情報を踏まえた修正

水防法の改正や令和 8 年 5 月 29 日からの新たな防災気象情報の運用開始に伴い、以下の内容について修正します。

① 氾濫発生水位の追加

河川の氾濫に関する発表基準に「氾濫発生水位（市町村長の緊急安全確保の発令基準の目安となる水位）」が追加されたことを踏まえ、定義の追加や基準数値の修正等を行います。

- ・第 1 章第 2 節 用語の定義（新旧対照表 P1）
- ・別表 5 水位観測所（新旧対照表 P24）
- ・別表 13 洪水予報区、水防警戒区等（新旧対照表 P33~35）

② 警戒レベルの付記

住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、気象注意報、警報等（大雨・氾濫）の前段に警戒レベルが付記されたことを踏まえ、記載内容を修正します。

- ・第 4 章第 3 節第 1 水防活動用の警報等（新旧対照表 P4~6）

③ 非常配備体制基準の修正

洪水警報が廃止され、水位周知河川や中小河川の氾濫危険については「レベル 3 大雨警報」により発表されることを踏まえ、市の災害警戒配備体制の配備時期について修正します。

- ・第 5 章第 1 節第 1 市の非常配備体制（新旧対照表 P11）



3 北海道水防計画の変更等に伴う修正

水防法第 33 条第 1 項の規定により、本市の水防計画は北海道水防計画に応じたものとする必要があるため、以下の記載内容について修正します。

① 水防警報に関する事項の修正

旭川建設管理部が行う水防警報（洪水等により水防を行う必要がある旨を水防管理者に警告するもの）について伝達系統に修正があったことを踏まえ、伝達経路や語句を修正します。

- ・第 4 章第 3 節第 2 水防警報の種類等（新旧対照表 P6）
- ・第 4 章第 3 節第 3 水防活動用気象予報・警報等の伝達（新旧対照表 P7）

② その他

- ・第 4 章第 4 節 水防信号（文言等の修正 新旧対照表 P7,8）
- ・第 4 章第 6 節第 2 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集（語句の修正 新旧対照表 P9,10）

4 内水浸水想定区域の指定に伴う修正

本市が内水浸水想定区域（想定しうる最大規模の降雨により、下水道等から氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域）を指定したことに伴い、以下の記載内容について修正します。

① 水防計画により対応する水災の追加

計画の目的に掲げる水災について、河川等の洪水に加えて内水を追加します。

- ・第 1 章第 1 節 目的（新旧対照表 P1）

② 地域防災計画に定める事項の追加

内水浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設に関する事項や当該施設等が円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について追加します。

- ・第 9 章 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置（新旧対照表 P13~15）

5 その他所要の修正

① 水防活動従事者の安全確保に関する事項の追加

水防活動を行う消防機関などの安全の確保が図られるよう配慮するため、安全確保に関する事項を追加します。

- ・第 1 章第 4 節 安全配慮（新旧対照表 P2）

② 組織変更に伴う部局名称の変更

水防事務を行う部局のうち、組織変更により名称を変更した部局について修正します。

- ・第 2 章第 1 節第 2 水防本部の組織（新旧対照表 P3）
- ・別表 1 旭川市水防本部の組織図（新旧対照表 P16）

③ 基準値、連絡先等の修正

水防関係機関等に対する照会結果を踏まえ、各設備の運用に関する基準値や連絡先などを修正します。

- ・別表 4, 6, 10, 12 の修正（新旧対照表 P19~23, P25~27, P28~31, P32）

④ その他文言の追加・語句の修正など